

◆内容を理解していない投資には、十分注意しましょう！



「パチンコ・パチスロ遊技台のリースへの投資契約」に関する相談が多く寄せられています。

事業者は「銀行ではないが、高額配当。毎月利子が付く。二年満期で元本保証」などと言って、高齢者宅へ電話・訪問勧誘しているようです。

事業者の説明を十分理解せず、事業者のセールストークを信用し「何の契約かわからなかった」「契約書面をもらっていない」などの場合には、すぐにクーリング・オフの通知を出すよう助言しています。

また、寄せられた相談の中には、家族や周りの方からの声かけによって、消費者センターへつないだ事で契約を止めることができたケースもありました。

悪質事業者は高齢者が抱える寂しさや不安に付け込んで、様々な手口で巧妙に近付いてきます。少しでも不安に思ったら、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆「点検」「検査」などの訪問には、ご注意ください！

「浄水器」に関する相談が、多く寄せられています。

訪問事業者は「市役所から来ました」「水質検査で地域を回っている」「水道水は飲めない」などと言って、高齢者に近づき、不安をおおひ、高額な浄水器を購入させています。

訪問販売ではクーリング・オフ期間（8日間）が設けられています。また、8日間を過ぎていてもクーリング・オフができる場合がありますので、詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

また、お困りの場合には、大阪市消費者センターへご相談ください。



水道に関する問い合わせについては、大阪市水道局お客さまセンターへご連絡ください。

[大阪市水道局お客さまセンター（コールセンター）](#) TEL：6458-1132

【営業時間】月曜日～金曜日：8時～20時 土曜日及び12月29日、30日：9時～17時

※ 日曜日、祝日（3月・4月のみ営業）9時～17時

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

◇メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス

◇面談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

- ・天王寺サービスカウンター
- ・クレオ大阪各館[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]
- ・市民相談室(市役所1階)

※土日祝、12/29～1/3を除く 午前10時～午後3時



メインキャラクター エルちゃん